

集合住宅廃棄物保管庫設置基準

(目的)

第1条 この基準は、集合住宅の廃棄物保管庫に関する基本的事項を定めることにより、区民の健康で快適な生活を確保し、ごみの収集を安全で円滑に実施することを目的とする。

(対象)

第2条 この基準の対象とする集合住宅とは、板橋区大規模建築物等指導要綱または東京都板橋区小規模住戸が集合する建築物の建築及び管理に関する条例に該当しない集合住宅とする。ただし板橋区大規模建築物等指導要綱第2条第3項(集合住宅準指導要綱)に該当する集合住宅は対象とする。

(事前協議)

第3条 事業主は、当該集合住宅の建築確認申請の前に、管轄する清掃事務所長と協議するものとする。

2 前項に規定する事前協議は次の書類の提出により行うものとする。

- (1) 建築物の案内図(付近見取り図)及び配置図
- (2) 建築物の設計概要(用途、構造、階数、建築面積、延床面積等)
- (3) 建築物の用途別床面積内訳書
- (4) 建築物の各階平面図
- (5) 廃棄物保管庫(第4条第2項の規定に基づき廃棄物保管庫に代えて簡易保管庫を設置する場合は、簡易保管庫を含む。以下この項において同じ。)及び粗大ごみ置場の配置図(位置図)。但し、第4号に規定する図で位置を確認できる場合においては、提出を省略することができる。
- (6) 廃棄物保管庫の容器数の算定書・面積の算定書
- (7) 廃棄物保管庫の平面図・立面図・断面図(縮尺50分の1)
- (8) 念書
- (9) その他廃棄物保管庫設置に関して必要と認める図面・文書等

(設置基準)

第4条 廃棄物保管庫の設置基準は、板橋区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準に準じたものとする。

2 板橋区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準第6条第1号イに規定する「住居占有面積別人員数」による人員算定数が15人未満である場合、前項の規定にかかわ

らず、廃棄物保管庫に代えて簡易保管庫を設置することができる。15人以上25人未満である場合において、次項の基準を満たすときも同様とする。

3 廃棄物保管庫に替えて簡易保管庫を設置することが出来る基準を次のように定める。

- (1) 簡易保管庫は可燃ごみと不燃ごみ容器を含めた容量を確保すること。
- (2) 安全かつ容易に収集作業を行うため、前面パネルが開閉出来、かつ簡易保管庫の上ぶたが垂直に大きく開く構造であること。
- (3) 可燃ごみと不燃ごみの収集間隔が違うので、可燃ごみへの不燃ごみの混入を避けるために不燃ごみ用の70リットル容器を設置すること。
- (4) ごみの分別を明確にするために、ごみの種別の表記を簡易保管庫上ぶた裏面及び不燃ごみ容器に明記すること。
- (5) 清潔を保持するため、洗浄用の給排水設備を簡易保管庫近くに設置すること。
- (6) 粗大ごみ置場を設けること。

4 簡易保管庫の最低必要容量は、次に定める算定式を用いて算出する。

$$\begin{array}{rcccl} & \text{人員算定人数} & \text{排出基準} & \text{見かけ比重} & \\ \text{簡易保管庫容量} & = & \text{人数} & \times & 45 \text{リットル} & \times & 0.77 \end{array}$$

また、資源ごみ(缶・びん・ペットボトル・古紙)については第3条第2項第6号で算出した容器数を置けるスペースを確保すること。

※ 見かけ比重=1人分のごみの排出量(グラム)を一定の容器に入れ、1リットルあたりのごみの重量(グラム)で割ったときの容量(リットル)になる指数。不燃ごみ容器の容器分を加味したもの。

5 廃棄物保管庫及び簡易保管庫は敷地内かつ道路に面した場所で、接する道路の交通量、交通規制等を十分留意し、歩行者等に危険がなく、廃棄物及び資源物の収集車両の通行及び収集作業に支障をきたさない場所に設置すること。但し、ごみの持ち出しを行う場合は道路に面した場所でなくてもかまわない。

6 その他特別な事情がある場合で、清掃事務所長が特に認めた場合は、この限りではない。

付則

この設置基準は、平成22年1月4日から施行する。